平成２３年（フ）第２０２号
鳥取県鳥取市緑ヶ丘２丁目105番地　スーパーアスリート21―102号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町隼福215
債務者　福田小百合
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４号
鳥取県米子市旗ケ崎１丁目20番１号　１号
債務者　齋河　五月
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１２８２号
広島市安佐南区長束西１丁目６番１―103号
債務者　井芹　愛果
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１５号
広島市西区井口３丁目１番４号
債務者　中谷　直也
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９５号
広島市佐伯区八幡東１丁目33番７号
債務者　田尾小百合
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０号
広島県竹原市塩町３丁目21番８号
債務者　須賀　真一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２１２号
山口県下関市菊川町大字田部744番地１
債務者　西田むつみ（旧姓水津）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
愛媛県四国中央市土居町津根3697番地１ファミール光葉Ⅱ Ｂ101号、前住所香川県高松市林町228番地８
債務者　藤原　　豊
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１７１号
愛媛県四国中央市金田町金川895番地２
債務者　田辺　真衣（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１７５号
愛媛県四国中央市土居町天満286番地６
債務者　矢野　博幸
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第６３号
高知県室戸市浮津621番地１　東町コーポ101号室
債務者　山本　和洋
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
高知県安芸市川北甲1567番地２
債務者　菊川　安美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
高知県安芸市川北甲1567番地４
債務者　本田　奉子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
福岡県久留米市諏訪野町1702番地20
債務者　塚本ハルヨ
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０３号
福岡県大川市大字一木625番地　一木団地４―504号
債務者　恒松　鈴子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
大分県別府市大字鶴見947番地の１　フォレストほのめＢ102号
債務者　河野　恵美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５５１号
大分市大字寒田1511番地の７
債務者　亀井佳代子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係